

開発事業の概要

事業区域面積	500.00 m ²	道路の廃止	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
用途地域	<input checked="" type="radio"/> 商業・一住・二住・準工業	地区計画	<input checked="" type="radio"/> 有・無
工事種別	<input checked="" type="radio"/> 新築・増築・その他()	建物用途	共同住宅 建築基準法上の用途の区分を記入
延べ面積	4500.00m ²	階数	地上 10階 地下 1階
住戸数	100戸 (うち世帯用住宅 50戸)	ホテル関連施設等の整備 (容積率の緩和を受ける場合のみ)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
工作物 (デザイン協議会対象区域のみ)	有(高さ m)・ <input checked="" type="radio"/> 無	竣工予定	令和〇年〇〇月〇〇日
設計者名	〇〇〇〇設計事務所 〇〇〇〇	施工者名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇
担当者氏名	〇〇〇〇設計事務所 〇〇〇〇	担当者連絡先	電話 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇
			メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇

協議状況の報告 対象となる要綱がある場合は【】内の書類の写し(表紙のみ)を添付してください

要綱	確認欄
中央区花と緑のまちづくり推進要綱	<input checked="" type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外 【緑化計画書・グリーンインフラチェックシート】
中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱	<input checked="" type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外 【資源保管場所等設置計画書】
中央区有料老人ホーム等設置指導要綱	<input type="checkbox"/> 対象 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【中央区有料老人ホーム等設置指導要綱に基づく合意書】
中央区銀座地区 附置義務駐車施設整備要綱	<input type="checkbox"/> 対象 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【判定結果通知書】
中央区東京駅前地区 附置義務駐車施設整備要綱	<input type="checkbox"/> 対象 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【判定結果通知書】

協議対象の報告

条例・要綱	確認欄
中央区旅館業法施行条例	ホテル等の計画 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
中央区首都高速道路地下化等 都市基盤整備事業協力金要綱	中央区まちづくり基本条例 第3条第4項に規定する開発事業 <input type="checkbox"/> 対象 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外

その他関係法令等の規定に基づき、協議調整を行っています。

■防災計画の内容についての協議先

所管部署：総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当

問合せ先：TEL_03-6264-7415

窓 口：中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 1階

(第四面)

記入例

防災計画

	内 容
<p>①施設規模に応じた防災備蓄倉庫及び地域防災備蓄倉庫の設置</p>	<p>第18条第2項第1号に定める防災備蓄倉庫を設置する場合（共同住宅）：〇～〇階に〇〇㎡（有効面積）の防災備蓄倉庫を設置し、居住者用の3日分の食料・水・簡易トイレ等の備蓄（維持管理を含む）を行う。</p> <p>第18条4項に定める防災備蓄倉庫及び地域防災備蓄倉庫を設置する場合（ホテル）：〇階に〇〇㎡（有効面積）の防災備蓄倉庫を設置し、従業員・施設利用者用の3日分の水・食料・簡易トイレ等を備蓄（維持管理を含む）する。</p> <p>〇階に〇〇㎡（有効面積）の帰宅困難者用の地域防災備蓄倉庫を設け、帰宅困難者を受入れるための備蓄（維持管理を含む）を行う。</p> <p>第19条第2項第1号に定める防災備蓄倉庫を設置する場合（大規模開発）：〇階に〇〇㎡（有効面積）の帰宅困難者用の地域防災備蓄倉庫を設け、帰宅困難者を受入れるための備蓄（維持管理を含む）を行う。</p> <p>〇階に〇〇㎡（有効面積）の地域住民用の地域防災備蓄倉庫を設ける。備蓄品の内容は区と協議する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市街地開発事業指導要綱 第18条第2項第1号、同条第4項及び第19条第2項第1号に規定された防災備蓄倉庫等を設置する場合にのみ当該内容欄に計画の内容を記入する。上記以外の防災備蓄倉庫等を設置する場合は、当該内容欄に『設置しない』と記入し、その他防災対策に関すること欄に計画の内容を記入する。</p> </div>
<p>②受水槽及び高架水槽に対する感震器連動型止水弁の設置（受水槽及び高架水槽を設置する場合に限る）</p>	<p>受水槽又は高架水槽を設置する場合：受水槽（高架水槽）に感震器止水弁を設置する。</p> <p>受水槽及び高架水槽を設置しない場合：受水槽及び高架水槽を設置しない。</p>
<p>③耐震クラスA以上の地震時対応エレベーターの設置（エレベーターを有する建物のみ適用）</p>	<p>地震時対応エレベーターの設置（耐震クラス A 以上）する。その他の機能として〇〇を設置する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>防災に関する機能について本項目に記載してください。（例：防災キャビネット、自動復旧運転機能、水害対策、赤外線センサーによる感知機能等）</p> </div>
<p>④40 立方メートル以上の防火水槽の設置（地域を所管する消防署と協議の結果、設置する場合に限る）</p>	<p>設置する場合：地下ピットに常時貯水量 40 ㎡以上の防火水槽を設置する。（具体的な仕様については、設計段階において検討する。）</p> <p>設置しない場合：消防署との協議の結果、設置しない。</p>
<p>⑤館内一斉放送設備の設置（中央区緊急告知ラジオを活用した場合）</p>	<p>設置する場合：中央区緊急告知ラジオを活用する。</p> <p>設置しない場合：中央区緊急告知ラジオを活用しない。</p>

<p>⑥帰宅困難者の受入れ等の取組 (ホテル関連施設等を計画する場合)</p>	<p>帰宅困難者を受入れる場合：災害時には〇〇（約〇〇㎡）を帰宅困難者の一時滞在施設として活用し、受入人数の3日分の水・食料・簡易トイレ等を備蓄する。 受入人数：〇〇人 帰宅困難者支援施設運営協議会へ加入する。</p> <p>ホテル関連施設を整備しない場合は斜線</p>
<p>⑦仮設トイレ用の外部汚水マンホールの設置（大規模開発事業の場合）</p> <p>大規模開発事業以外の場合は斜線</p>	<p>仮設トイレ用の外部汚水マンホールを設置し、照明及び照明用の資器材やトイレトーパー等の必要な物資について備蓄を行う。（具体的な個数や場所等については設計段階において検討する。）</p> <p>※非常用発電設備等の活用により、発災時に屋内トイレを使用することができる場合は区と協議をしてください。</p>
<p>⑧仮設トイレ用の150立方メートル以上の排水用雨水貯留槽の設置（大規模開発事業の場合）</p>	<p>トイレの洗浄水等への雨水利用を行うための雨水貯留槽を整備（150㎡以上）※貯留槽の仕様については、基準を満たすように、今後の設計段階において検討を進める。</p>
<p>⑨避難場所の整備（大規模開発事業又は帰宅困難者の受入れ施設を設置する場合）</p>	<p>一時待機場所（屋外）として、〇〇に約〇〇㎡（有効面積）を整備する。（受入人数約〇〇人）</p> <p>一時滞在施設（屋内）として、〇〇に約〇〇㎡（有効面積）を整備する。（受入人数約〇〇人）</p> <p>避難の用に供する広場として、〇〇に約〇〇㎡（有効面積）を整備する。</p> <p>※帰宅困難者の受入れ人数の算定方法は、一時待機場所（屋外）は1㎡あたり1人、一時滞在施設（屋内）は3.3㎡あたり2人とする。</p>
<p>⑩その他防災対策に関すること</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>10階未満又は25戸未満の共同住宅において防災備蓄倉庫を設置する場合： 〇階に〇〇㎡（有効面積）の防災備蓄倉庫を設置し、居住者用の3日分の食料・水・簡易トイレ等の備蓄をする。</p> <p>事務所・容積率の割り増しを受けないホテルにおいて防災備蓄倉庫を設置する場合： 〇階に〇〇㎡（有効面積）の防災備蓄倉庫を設置し、従業員・施設利用者用の3日分の食料・水・簡易トイレ等の備蓄をする。</p> <p>.....</p>	